**平成２１年（フ）第５２８号**
函館市本町31番３―201号
債務者　中原　正勝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで　函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第３１４７号**
札幌市豊平区中の島２条10丁目６番２―201号
債務者　山内　寛子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１６１号**
札幌市南区川沿17条１丁目１番４―502号
債務者　中田　政行
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３４４６号**
札幌市白石区菊水２条３丁目２―21　ふれんど２―402号室、住民票上の住所札幌市西区八軒１条東２丁目２番33―103号
債務者　山田ひかる
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３４５１号**
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番１―105号
債務者　谷口　克枝
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３４８８号**
札幌市豊平区月寒東４条９丁目２番１―315号、申立時の住所札幌市豊平区月寒西３条10丁目１番16号　ドミール月ケ丘Ⅱ―202号
債務者　安田　　司
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３４９４号**
札幌市白石区南郷通８丁目北５番２号　ハウスみどり公園101号
債務者　北守　吉昭
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５２８号**
札幌市白石区菊水元町８条２丁目11番25号　エイトハイツ１号
債務者　久保　昭人
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５２９号**
札幌市白石区菊水元町８条２丁目11番25号　エイトハイツ１号
債務者　久保かおり
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５３１号**
札幌市白石区本通10丁目北４番７号　サンフラワー201号
債務者　小漆　篤史
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５３７号**
札幌市東区北47条東18丁目１番10―217号
債務者　渡辺早百合
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５５１号**
札幌市東区北47条東18丁目１番10―217号
債務者　渡辺　裕幸
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５６８号**
札幌市手稲区曙５条３丁目19番15号　ライズコート・53―103号
債務者　三原　栄一
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５７０号**
札幌市白石区本通８丁目北１番15号　榊原ハイツⅡ―102号
債務者　岡本　明子（旧姓伊藤・大坪）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５７８号**
札幌市豊平区月寒東４条18丁目９番24号
債務者　定平　智樹
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３５８８号**
札幌市白石区東札幌５条６丁目６番40号　スカイコーポＡ―901号
債務者　新美　月子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３６０９号**
札幌市西区発寒10条２丁目４番１―906号
債務者　吉田　聡美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部